

交野市ディスポーザ排水処理システム取扱要領

1 趣旨

この要領は、交野市下水道条例施行規則（平成25年規則第18号。以下「規則」という。）第2条第2項第6号のディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）の適切な設置及び維持管理を確保するために必要な事項について定める。

2 用語の定義

この要領において使用する用語は、交野市下水道条例（昭和53年条例第16号。以下「条例」という。）及び規則並びに公益社団法人日本下水道協会が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月）（以下「性能基準（案）」という。）で使用する用語の例による。

3 設置及び維持管理の基準

設置するシステムは、性能基準（案）による規格適合評価及び製品認証を受けたものでなければならない。その他システムの設置及び維持管理については、性能基準（案）「第3章 設置及び維持管理基準」によるものとする。

4 関係書類の添付

システムの新設等を行おうとする者は、条例第5条第1項及び規則第4条第1項に規定する排水設備（新設・増設・改造）計画確認申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。また、維持管理業者を変更した場合は、次の書類のうち、変更のある書類を提出しなければならない。

- (1) ディスポーザ排水処理システムの維持管理等に関する計画書（別記第1号様式）
- (2) 規格適合評価書及び認証書の写し。
- (3) 維持管理業務委託契約書の写し。ただし、届出をするときに維持管理契約を締結していない場合は、維持管理業務委託契約確約書（別記第2号様式）
- (4) システムの構造及び保守点検に関する図面、資料等

5 使用者の地位の承継

- (1) システムを有する建築物の譲渡等があったときは、当該建築物の譲渡等を受けた者がシステムの適切な維持管理を行うことの地位を承継するものとする。
- (2) 前項の規定により使用者の地位を承継した者は、市長に承継の届出を行わなければならない。

附 則

この要領は、平成28年1月4日から施行する。

この要領は、令和5年5月19日から施行する。

この要領は、令和5年10月26日から施行する。